

下呂市告示第 41 号

市道の認定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は令和 5 年 3 月 7 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 7 日

下呂市長 山内 登

別表

縦覧個所	閲覧時間	備考
下呂市役所 建設部 下呂総合庁舎内 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	中原東 35 号線	下呂市火打字境平 1237 番 5 地先から 下呂市火打字境平 1236 番 8 地先まで	